

赤穂市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月23日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第47号

赤穂市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程

赤穂市予防接種事故災害補償規程（平成18年赤穂市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「46,700,000円」を「4,800万円」に改め、同号イ中「46,700,000円」を「4,800万円」に、「31,096,000円」を「3,196万円」に、「23,739,000円」を「2,439万9,000円」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に発見された事故から適用する。